6 令和8年度に申告の対象となる事業

以下いずれの要件も満たす事業が一括有期事業の対象となるため、申告が必要となります。申告漏れが生じないよう、十分にご確認ください。

[建設の事業の場合]

1　元請工事

元請負により実施した工事。

2　請負金額

一工事の請負金額が１億８千万円未満（消費税額を除く（※））の工事。

※平成27年３月31日以前に開始された工事については、１億９千万円未満（消費税額を含む）。

3　概算保険料

概算保険料額が160万円未満の事業。

4　工事期間

以下に示した赤字の工事、つまり、令和７年度中（令和７年４月１日から令和８年３月31日まで）に終了した工事。

（令和７年３月31日以前に開始している工事の算入もれがないよう注意してください）。

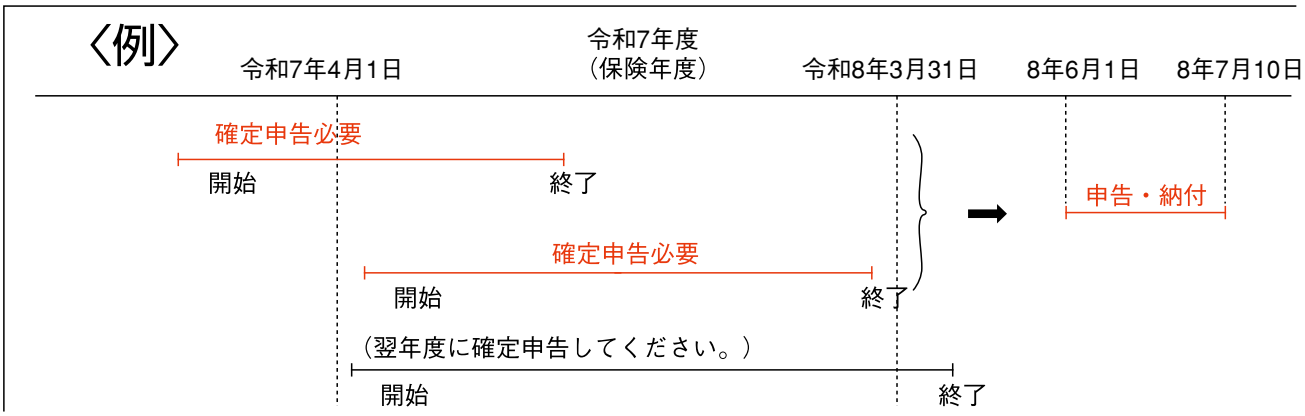

[林業の場合]

1　素材の生産量

素材の生産量が1,000立方メートル未満の事業。

2　概算保険料

概算保険料額が160万円未満の事業。

3　事業期間

令和７年度中（令和７年４月１日から令和８年３月31日まで）に終了した事業。

（令和７年３月31日以前に開始している事業の算入もれがないよう注意してください）。

一括有期事業の対象とならない事業（これを「単独有期事業」といいます。）の場合は、一現場ごとに一つの事業として、その事業が開始されるごとに労災保険の成立手続をすることとなります。